

渋谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱実施要領

都市整備部長決裁 平成24年3月30日
(最終改正) 都市整備部長決裁 令和7年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱（平成24年3月19日制定。以下「要綱」という。）第25条に基づき要綱の施行に必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 要綱第10条第1項に規定する申請は、渋谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業（以下「耐震化促進事業」という。）全体設計承認申請書（別記第1号様式）に、別表1に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 2 要綱第10条第2項の規定による通知は、耐震化促進事業全体設計（変更）承認通知書（別記第2号様式）又は耐震化促進事業全体設計（変更）不承認通知書（別記第3号様式）により行うものとする。
- 3 要綱第10条第2項の規定により通知した承認内容に変更が生じた場合の申請は、耐震化促進事業変更承認申請書（別記第4号様式）に、変更内容が分かる書類及びその理由を明らかにする書類を添えて行うものとする。ただし、軽微なものについては耐震化促進事業変更届（別記第5号様式）に、変更内容が分かる書類及びその理由を明らかにする書類を添えて行うことができるものとする。
- 4 要綱第11条第1項に規定する申請は、耐震化促進事業助成対象承認申請書（別記第6号様式）に、第6条各項の規定による事業に応じて別表第2（い）項から（に）項までのうち、いずれかに掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、要綱第3条第1項第1号に規定する補強設計費用助成事業から続けて申請を行おうとする場合には、別表第2（ろ）項から（に）項までの書類について、その一部若しくは全部を写し及び省略することができる。
- 5 要綱第11条第2項の規定による消費税仕入控除税額について、控除を行わない場合は、消費税仕入控除税額確認書（別記第7号様式）を前項の申請書類に添えて行わなければならない。
- 6 要綱第11条第3項の規定による通知は、耐震化促進事業助成対象承認通知書（別記第8号様式）又は耐震化促進事業助成対象不承認通知書（別記第9号様式）により行うものとする。
- 7 要綱第12条の規定による届出は、耐震化促進事業着手届（別記第10号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 8 要綱第14条第2項の規定による依頼は、耐震化促進事業検査依頼書兼実施記録（別記第11号様式）により行うものとする。
- 9 要綱第15条第1項の規定による申請は、耐震化促進事業変更承認申請書（別記第4号様式）に、変更内容が分かる書類及びその理由を明らかにする書類を添えて行うものとする。ただし、軽微なものについては耐震化促進事業変更届（別記第5号様式）に、変更内容が分かる書類及びその理由を明らかにする書類を添えて行うことができるものとする。
- 10 要綱第15条第2項の規定による通知は、耐震化促進事業助成対象変更承認通知書（別記第12号様式）又は耐震化促進事業助成対象変更不承認通知書（別記第13号様式）により行うものとする。
- 11 要綱第16条の規定による届出は、耐震化促進事業取りやめ届（別記第14号様式）により行うものとする。また、要綱第10条第2項の規定により通知した承認内容を取りやめるときも同様とする。
- 12 要綱第17条の規定による取消しは、耐震化促進事業助成対象承認取消通知書（別記第15号様式）により行うものとする。
- 13 要綱第18条の規定による届出及び申請は、耐震化促進事業完了届兼助成金交付申請書（別記第16号様式）に別表第4（い）項から（に）項までのうち、いずれかに掲げる書類を添えて行わなければならない。
- 14 要綱第19条の規定による通知は、耐震化促進事業助成金交付決定通知書（別記第17号様式）又は耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
- 15 要綱第19条第2項の規定による消費税仕入控除税額の報告は、消費税仕入控除税額報告書（別記第19号様式）に別表5に掲げる書類を添えて行わなければならない。また、助成金の交付を受けた後に、消費税仕入控除税額が明らかとなつた場合においても同様とする。
- なお、その場合において、区長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、これを納付しなければならない。
- 16 要綱第20条第1項の規定による請求は、耐震化促進事業助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第20号様式）により行わなければならない。ただし、要綱第2条第1項第10号に規定する耐震化事業等（以下「耐震化事業等」という。）実施業者に受領を委任する場合は、耐震化促進事業助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第20号様式）に耐震化促進事業助成金受領委任払いに係る委任状（別記第21号様式）を添えて行うものとする。
- 17 要綱第21条第2項の規定による通知は、耐震化促進事業等助成金交付決定取消通知書（別記第22号様式）により行うものとする。
- 18 要綱第22条の規定により助成金の返還を命ずるときは、耐震化促進事業助成金返還命令書（別記第23号様式）により行うものとする。

(対象建築物)

第3条 要綱第4条第2項の規定による構造上複数棟があり、それぞれの棟が対象建築物として処理を行う場合、それぞれの棟において要綱第3条第1項第2号に掲げる事業が実施されることについて組合等で合意したことが確認でき、最終的に要綱第4条第1項第1号に規定する一の建築物として事業が実施されるものとする。

(申請等の期日)

第4条 要綱第10条第1項に規定する申請の期日は、申請しようとする日の属する年度の1月31日までとする。

2 要綱第10条第3項に規定する期日は、承認する事業の最終年度の2月28日までとする。

3 要綱第11条第1項に規定する申請の期日は、申請しようとする日の属する年度の1月31日までとする。

4 要綱第18条第1項及び第2項に規定する申請は、申請をしようとする日の属する年度の2月28日までに行うものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(請求の期限)

第5条 要綱第20条第1項の規定による請求は、助成金の交付決定をした日から14日以内とする。

(報告及び検査を行う職員)

第6条 区長が、要綱第24条第1項の規定により対象建築物を検査し、若しくは調査する場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第15条第4項の規定を準用して行うものとする。

(助成金の支払い等)

第7条 助成金の支払い等要綱及び要領に定めのない事項については、渋谷区補助金等交付規則（昭和41年渋谷区規則第10号）及び渋谷区会計事務規則（平成19年渋谷区規則第64号）によるものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月28日から適用する。

附 則

第1 施行期日

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

第2 経過措置

改正前の渋谷区緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業要綱に基づき申請を行った建築物の耐震化事業で、平成23年3月31日までに耐震改修工事に着手する事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (全体設計承認申請の添付書類)

添付書類
(1) 助成対象建築物の案内図（当該建物がわかるように図示すること）
(2) 助成対象建築物が耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物であることが確認できるもの（前面道路の形状、幅員、高低差を記載した配置図及び立面図もしくは断面図等）
(3) 耐震化事業等の工程表（着手予定日及び完了予定日を明記すること）
(4) 耐震化事業等に要する費用の見積書（内訳がわかるもの） 違反又は不適合がある場合は、是正のための内訳がわかる見積書を追加
(5) 助成金交付申請業務を代理人が行う場合は、委任状
(6) 承認を得た後に事業費の総額又は事業の予定等を変更する場合においては、変更内容のわかる資料
(7) その他区長が必要と認める書類

別表第2 (助成対象承認申請の添付書類)

種類	添付書類
(い) 耐震補強設計費用に係る助成	(1) 消費税仕入税額控除を行わない場合は、消費税仕入税額控除確認書 (2) 助成対象建築物の全部事項証明書（原本） 分譲マンションの場合は、2区分以上 (3) 助成対象建築物(分譲マンションを除く。)の所有者が法人である場合は、 法人の全部事項証明書 (4) 助成対象建築物の台帳記載事項証明書又は建築確認済証及び検査済証の 写し (5) 検査済証の交付が無く、法適合状況調査を実施した場合は、法適合状況 調査の結果書類の写し (6) 助成対象建築物の案内図（当該建物がわかるように図示すること） (7) 助成対象建築物が耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物である ことが確認できるもの（前面道路の形状、幅員、高低差を記載した配置図 及び立面図もしくは断面図等） (8) 図面（付近見取図、各階平面図、立面図及び断面図等） (9) 要綱第8条第1項第1号の規定により別表1の助成金額の対象となる分 譲マンションの場合かつ店舗等併用している場合は、助成対象建築物の延 べ面積の過半が居住の用途として使用されていることが確認できる書類 (10) 要綱第13条に規定する耐震診断等の評定の結果が確認できる書類 (11) 耐震診断結果報告書及び概要書の写し

	<p>(12) 法適合状況調査の結果等により建築基準法及び関係法令上の重大な不適合がある場合は、耐震改修工事等と同時に不適合部分を是正する内容の工事計画書</p> <p>(13) 区分所有建築物（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に基づく認定買受人が所有する建築物を除く。）の場合は、耐震化事業等の実施について管理組合又は区分所有者の集会において、有効な決議がなされていることが確認できる資料</p> <p>除却工事においては、マンション敷地売却事業を実施する場合は、従前マンションの管理組合が認識し、合意していることがわかる資料。ただし、マンション建替え円滑化法に基づく個人施行の場合及び区分所有建築物以外の場合は不要</p> <p>耐震改修工事及び除却工事においては、構造上複数棟があり、それぞれの棟を対象建築物とする場合、それぞれの棟毎に必要</p> <p>(14) 区分所有建築物の場合は管理規約等の写し</p> <p>マンション建替え円滑化法第9条に基づく建替組合の場合は定款の写し、マンション建替え円滑化法第45条に基づく個人施行の場合は規準又は規約の写し</p> <p>(15) 耐震化事業等の工程表（着手予定日及び完了予定日を明記すること）</p> <p>(16) 耐震化事業等に要する費用の見積書（内訳がわかるもの）</p> <p>耐震改修工事及び除却工事においては、違反又は不適合がある場合は、是正のための内訳がわかる見積書を追加</p> <p>(17) 区分所有建築物以外で建築物の所有者が複数である場合は、共有者全員の同意書</p> <p>(18) 代理人等に申請手続きを委任する場合は、委任状</p> <p>マンション建替え円滑化法第45条に基づく個人施行の場合は、全員同意を得たものとみなすため不要</p> <p>(19) 承認を得た後に承認内容等を変更する場合は、変更内容がわかる資料</p> <p>(20) その他区長が必要と認める書類</p>
に係る助成 (3) 耐震改修工事費用	<p>(1) (い) 項(1)から(20)までに規定する書類</p> <p>(2) 土地所有者が別に存する場合は、助成対象建築物の土地の全部事項証明書</p> <p>(3) 土地所有者が別に存する場合は、助成対象建築物の土地所有者の承諾書</p> <p>(4) 補強設計報告書及び耐震改修工事計画図（補強設計図書等）</p> <p>(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条、第25条の認定を要する場合は認定書及び副本の写し</p>

	<p>※その他、区への申請等手続きは不要であるが東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱に基づく「耐震改修工事中」掲示物の手続きが必要</p>
(は) 除却工事費用に係る助成	<p>(1) (い) 項 (1) から (4) までに規定する書類 (2) (い) 項 (6) から (20) までに規定する書類 (3) マンション建替え円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合又は建替組合若しくは個人施行の場合は、買受計画の認定、建替組合設立、個人施行の認可がわかる資料 (4) マンション建替え円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合又は建替組合若しくは個人施行の場合は、買受計画書、事業計画書の概要の写し (5) マンション建替え円滑化法に基づく建替組合の場合は、建替組合理事長の就任がわかる資料 (6) 除却後の土地に既存構造物等の残置がある場合は、土地の造成状況に関する説明資料</p> <p>※その他、区への申請等手続きは不要であるが東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱に基づく「耐震改修工事中」掲示物の手続きが必要</p>
費用に係る助成 (に) 建替え工事	<p>(1) (は) 項 (1) から (6) までに規定する書類</p> <p>※その他、区への申請等手続きは不要であるが東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱に基づく「耐震改修工事中」掲示物の手続きが必要</p>

別表第3 (着手届の添付書類)

- | |
|------------------------|
| (1) 耐震化事業等の実施者との契約書の写し |
| (2) その他区長が必要と認める書類 |

別表第4 (耐震化促進事業完了届兼助成金交付申請の添付書類)

種類	添付書類
る助成 (い) 耐震補強設計費用に係	<p>(1) 消費税仕入税額控除を行う場合で、消費税仕入税額が明らかなときは消費税仕入税額控除報告書</p> <p>(2) 耐震化事業等にかかる費用の領収書、請求書または支払額が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 要綱第13条に規定する評定等の結果が確認できる書類</p> <p>(4) 補強設計報告書及び耐震改修工事計画図（補強設計図書等）</p> <p>(5) 法適合状況調査を行った場合は、法適合状況調査の結果書の写し</p> <p>(6) 法適合状況調査の結果等により建築基準法及び関係法令上の重大な不適</p>

	<p>合がある場合は、耐震改修工事等と同時に不適合部分を是正する内容の工事計画書</p> <p>(7) その他区長が必要と認める書類</p>
(ろ) 耐震改修工事費用に係る助成	<p>(1) (い) 項 (1)、(2) 及び (7) に規定する書類</p> <p>(2) 工事監理報告書又は建築士法第 20 条第 3 項の規定による報告書の写し</p> <p>(3) 工事前、工事中、工事完了後の助成対象建築物の写真及び撮影した日付が確認できるもの並びに撮影位置を示す資料</p> <p>(4) 除却後の土地に既存構造物等の残置がある場合は、その内容がわかる写真や報告書等の資料</p> <p>(5) 重大な不適合がある場合は、工事計画書に基づいて是正した内容がわかる写真や報告書等の資料</p> <p>(6) 耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要する場合は、同法第 7 条第 5 項、同法第 7 条の 2 第 5 項又は同法第 18 条第 16 項に定める検査済証の写し</p> <p>(7) 東京都耐震化工事中掲示物の掲示状況がわかる資料</p>
(は) 除却工事費用に係る助成	<p>(1) (ろ) 項 (1) に規定する書類</p> <p>(2) (ろ) 項 (3) から (5) までに規定する書類</p> <p>(3) (ろ) 項 (7) に規定する書類</p> <p>(4) マンション建替え円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合や建替組合又は個人施行の場合において、助成対象承認時から買受計画や事業計画等の変更が生じた場合は、変更後の認可がわかる資料</p> <p>(5) マンション建替え円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合や建替組合又は個人施行の場合において、助成対象承認時から買受計画や事業計画等の変更が生じた場合は、変更後の買受計画や事業計画等の写し</p>
用に係る助成 (に) 建替え工事費	<p>(1) (ろ) 項 (1) に規定する書類</p> <p>(2) (ろ) 項 (3) から (5) までに規定する書類</p> <p>(3) (ろ) 項 (7) 及び (8) に規定する書類</p> <p>(4) (は) 項 (3) 及び (4) に規定する書類</p>

別表 5 (消費税仕入控除税額報告書の添付書類)

- | |
|---|
| <p>(1) 要返還相当額の精算の内訳がわかる資料</p> <p>(2) 確定申告を行っている場合は、消費税の確定申告書の写し</p> <p>(3) 交付決定後に報告を行う場合は、助成金交付決定通知書の写し</p> <p>(4) その他区長が必要と認める書類</p> |
|---|

- * 「耐震診断結果報告書及び耐震診断結果概要書」は、原則として「建築物の耐震診断結果の報告等について（平成18年9月15日国住指第1385号）」の標準的な様式1及び2によるものとする。
- * 耐震診断・補強設計等に関する構造計算の電算出力については省略することができるものとする。